

エネトピアでんき利用規約集_電気料金プラン約款 新旧対照表

[illegible]

現 行 の 電 気 料 金 プ ラ ン 約 款	備 考	変 更 後 の 電 気 料 金 プ ラ ン 約 款	摘 要																																																				
電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 （１）デイトタイム デイトタイムのうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 <table><tr><td></td><td>夏季料金</td><td>その他季料金</td></tr><tr><td>１キロワット時につき</td><td>4 0円9 6銭</td><td>3 7円2 1銭</td></tr></table> （２）ナイトタイム <table><tr><td>１キロワット時につき</td><td>1 8円2 1銭</td></tr></table> （３）ホリデータイム <table><tr><td>１キロワット時につき</td><td>1 8円2 1銭</td></tr></table> （ロ）最低月額料金 （イ）によって算定された電力量料金が次の最低月額料金を下回る場合は、その１月の料金は、次の最低月額料金および電気サービス約款別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <table><tr><td>１契約につき</td><td>1, 6 5 0円0 0銭</td></tr></table> （５）エネトピアグループ電気サービス契約Ⅴ（以下「電気サービスⅤ」という） ロ 料金 （イ）基本料金 基本料金は、契約電力に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>１契約につき最初の１０キロワットまで</td><td>1, 6 5 0円0 0銭</td></tr><tr><td>上記をこえる１キロワットにつき</td><td>4 0 7円0 0銭</td></tr></table> （ロ）電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 （１）デイトタイム デイトタイムのうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 <table><tr><td></td><td>夏季料金</td><td>その他季料金</td></tr><tr><td>１キロワット時につき</td><td>3 2円6 8銭</td><td>3 0円6 2銭</td></tr></table> （２）ナイトタイム <table><tr><td>１キロワット時につき</td><td>1 4円8 7銭</td></tr></table> （３）ホリデータイム <table><tr><td>１キロワット時につき</td><td>1 4円8 7銭</td></tr></table> 附則 １． 本約款の実施期日 本約款は、<u>2 0 2 6年6月1日</u>から実施します。 <u>2． 書面発行手数料の適用</u> <u>書面発行手数料については、原則として、口座振替領収証は 7 月振替分から、それ以外の書面は 8 月発行分から、本約款を適用します。</u>		夏季料金	その他季料金	１キロワット時につき	4 0円9 6銭	3 7円2 1銭	１キロワット時につき	1 8円2 1銭	１キロワット時につき	1 8円2 1銭	１契約につき	1, 6 5 0円0 0銭	１契約につき最初の１０キロワットまで	1, 6 5 0円0 0銭	上記をこえる１キロワットにつき	4 0 7円0 0銭		夏季料金	その他季料金	１キロワット時につき	3 2円6 8銭	3 0円6 2銭	１キロワット時につき	1 4円8 7銭	１キロワット時につき	1 4円8 7銭	変更 変更 変更 変更 変更 変更 変更 削除 削除 削除	電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 （１）デイトタイム デイトタイムのうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 <table><tr><td></td><td>夏季料金</td><td>その他季料金</td></tr><tr><td>１キロワット時につき</td><td>4 2円6 8銭</td><td>4 1円5 8銭</td></tr></table> （２）ナイトタイム <table><tr><td>１キロワット時につき</td><td>1 8円8 1銭</td></tr></table> （３）ホリデータイム <table><tr><td>１キロワット時につき</td><td>1 8円8 1銭</td></tr></table> （ロ）最低月額料金 （イ）によって算定された電力量料金が次の最低月額料金を下回る場合は、その１月の料金は、次の最低月額料金および電気サービス約款別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <table><tr><td>１契約につき</td><td>2, 5 3 0円0 0銭</td></tr></table> （５）エネトピアグループ電気サービス契約Ⅴ（以下「電気サービスⅤ」という） ロ 料金 （イ）基本料金 基本料金は、契約電力に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>１契約につき最初の１０キロワットまで</td><td>1, 8 7 0円0 0銭</td></tr><tr><td>上記をこえる１キロワットにつき</td><td>4 0 7円0 0銭</td></tr></table> （ロ）電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 （１）デイトタイム デイトタイムのうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 <table><tr><td></td><td>夏季料金</td><td>その他季料金</td></tr><tr><td>１キロワット時につき</td><td>3 2円4 5銭</td><td>3 1円4 6銭</td></tr></table> （２）ナイトタイム <table><tr><td>１キロワット時につき</td><td>1 4円8 5銭</td></tr></table> （３）ホリデータイム <table><tr><td>１キロワット時につき</td><td>1 4円8 5銭</td></tr></table> 附則 １． 本約款の実施期日 本約款は、<u>2 0 2 6年9月1日</u>から実施します。<u>ただし、料金に関する条件については、原則として、料金算定期間の初日が2 0 2 6年9月1日以降であり、かつ2 0 2 6年1 0月検針分（2 0 2 6年1 1月請求分）から、本約款を適用します。</u>		夏季料金	その他季料金	１キロワット時につき	4 2円6 8銭	4 1円5 8銭	１キロワット時につき	1 8円8 1銭	１キロワット時につき	1 8円8 1銭	１契約につき	2, 5 3 0円0 0銭	１契約につき最初の１０キロワットまで	1, 8 7 0円0 0銭	上記をこえる１キロワットにつき	4 0 7円0 0銭		夏季料金	その他季料金	１キロワット時につき	3 2円4 5銭	3 1円4 6銭	１キロワット時につき	1 4円8 5銭	１キロワット時につき	1 4円8 5銭	
	夏季料金	その他季料金																																																					
１キロワット時につき	4 0円9 6銭	3 7円2 1銭																																																					
１キロワット時につき	1 8円2 1銭																																																						
１キロワット時につき	1 8円2 1銭																																																						
１契約につき	1, 6 5 0円0 0銭																																																						
１契約につき最初の１０キロワットまで	1, 6 5 0円0 0銭																																																						
上記をこえる１キロワットにつき	4 0 7円0 0銭																																																						
	夏季料金	その他季料金																																																					
１キロワット時につき	3 2円6 8銭	3 0円6 2銭																																																					
１キロワット時につき	1 4円8 7銭																																																						
１キロワット時につき	1 4円8 7銭																																																						
	夏季料金	その他季料金																																																					
１キロワット時につき	4 2円6 8銭	4 1円5 8銭																																																					
１キロワット時につき	1 8円8 1銭																																																						
１キロワット時につき	1 8円8 1銭																																																						
１契約につき	2, 5 3 0円0 0銭																																																						
１契約につき最初の１０キロワットまで	1, 8 7 0円0 0銭																																																						
上記をこえる１キロワットにつき	4 0 7円0 0銭																																																						
	夏季料金	その他季料金																																																					
１キロワット時につき	3 2円4 5銭	3 1円4 6銭																																																					
１キロワット時につき	1 4円8 5銭																																																						
１キロワット時につき	1 4円8 5銭																																																						

エネトピアでんき利用規約集_電気料金割引キャンペーン規約 新旧対照表

現 行 の 電 気 料 金 割 引 キ ャ ン ペ ー ン 規 約	備 考	変 更 後 の 電 気 料 金 割 引 キ ャ ン ペ ー ン 規 約	摘 要
2. 本サービスの申し込み (1) 両社は、契約者が本規約での取引に合意のうえ両社所定の方法により申込みを行ったとき、本サービスの契約申込みを受け付けます。 (2) 両社は本サービスの契約申込みを受け付けた順序に従って審査を行い、申込みを承諾します。 (3) 両社が契約申込みを承諾したときをもって、契約締結とします。 (4) 両社は(2)の定めにかかわらず、以下の項目に該当する場合、本サービスの申込みを承諾しないことがあります。 イ 本サービスの契約者と利用者が同一のものにならないとき ロ 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき ハ その他両社の業務遂行上著しい支障があるとき	変更	2. 本サービスの<u>成立および契約期間</u> (1) 両社は、契約者が本規約での取引に合意のうえ両社所定の方法により申込みを行ったとき、本サービスの契約申込みを受け付けます。 (2) 両社は本サービスの契約申込みを受け付けた順序に従って審査を行い、申込みを承諾します。 (3) 両社が契約申込みを承諾したときをもって、契約締結とします。 (4) 両社は(2)の定めにかかわらず、以下の項目に該当する場合、本サービスの申込みを承諾しないことがあります。 イ 本サービスの契約者と利用者が同一のものにならないとき ロ 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき ハ その他両社の業務遂行上著しい支障があるとき <u>(5) 本サービスの契約期間は、別紙（提供条件及び割引額）に準じます。</u>	
3. 契約の満了 <u>本サービスの契約は、本サービスの提供を開始した日の属す暦月の初日(以下「起算日」という)から両社が別途定める期間をもって満了となります。</u>	変更 変更 変更	3. 料金の適用開始 <u>料金の適用開始日は、別紙（提供条件及び割引額）に準じます。</u>	
4. 契約の満了に伴う更新等 <u>(1) 本サービスの契約は、その契約の満了と同時に新たに契約を締結するとき、または満了と同時に契約を解除するときは、両社が指定する期間中に、両社に申し出ていただきます。</u> <u>(2) 両社は、契約の満了日までに前項に規定する申し出がなかった場合、かつ、その契約の割引回数に定めが無い場合、その契約を定期契約とみなし、その契約の満了日の翌日に契約を更新します。</u>	削除 削除 削除 削除 削除 削除		
5. 解約 (1) 本サービスの契約は、契約者が、<u>両社が別途定める手続に従い</u>本サービスの終了を申し入れた場合、両社が当該終了の手続きを完了した月の末日をもって解約されるものとします。 (2) <u>本サービスの契約終了をもって、契約者は、本サービスの適用を受けることができなくなるものとします。なお、当該終了後に本サービスの利用を希望する場合、再度両社所定の申込手続きが必要となります。</u>	変更 変更	4. 解約 (1) 本サービスの契約は、契約者が、<u>両社に</u>本サービスの終了を申し入れた場合、両社が当該終了の手続きを完了した月の末日をもって解約されるものとします。 (2) <u>両社は、次の場合には、本サービスを解約することがあります。</u> イ <u>別紙（提供条件及び割引額）の適用条件を満たさなくなった場合</u> ロ <u>電気サービス約款(40.解除等)に準じて当該需給契約を解除する場合</u>	
6. 解約金 <u>(1) 契約者が、本サービスを両社が指定する期間外に解約する場合、両社が別途定める解約金が生じます。</u> <u>(2) 前項の定めにかかわらず、両社が別途定めるサービスへの変更については、前項の解約金は発生いたしません。</u>	削除 削除 削除 削除 削除		

現 行 の 電 気 料 金 割 引 キ ャ ン ペ ー ン 規 約		備 考	変 更 後 の 電 気 料 金 割 引 キ ャ ン ペ ー ン 規 約		摘 要
注意事項 ・本サービスは3 6か月間の定期契約です。解約のお申し出がない限り、3 6か月ごとの自動更新となります。 ・割引後の電気料金が0 円以下になる場合においても、割引額は翌月に引継ぎません。		削除 削除 削除 削除			
エネトピアグループ電気料金割引プラン(2) 対象サービス エネトピアグループ電気サービス契約Ⅱ、エネトピアグループ電気サービス契約Ⅲ、エネトピアグループ電気サービス契約Ⅳ、エネトピアグループ電気サービス契約Ⅴ 提供条件 ・新たに対象サービスの提供を受けること ・対象サービスを3 年間継続利用すること 割引額 330 円（税込） / 月 契約の期間 3 年 解約金 10,800 円 解約金の適用除外 ・契約者が急遽での転居等やむを得ない事由で対象サービスの利用を停止する場合（※） ・両社がやむを得ない事由と判断する場合 （※）転居等を確認できる書類の提出が必要となります。 注意事項 ・割引後の電気料金が0 円以下になる場合においても、割引額は翌月に引継ぎません。		削除 削除 削除 削除 削除 削除 削除 削除 削除 削除 削除 削除			
エネトピアグループ電気料金割引プラン(3) 対象サービス エネトピアグループ電気サービス契約Ⅲ 提供条件 ・両社との需給契約を3 年間以上継続していること ・対象サービスを1 年間以上ご利用中であること 割引額 330 円（税込） / 月 契約の期間 3 年 注意事項 ・割引後の電気料金が0 円以下になる場合においても、割引額は翌月に引継ぎません。 ・契約の期間内に対象サービスから他のサービス（従量電灯A、エネトピアグループ電気サービス契約Ⅱ、エネトピアグループ電気サービス契約Ⅳ、エネトピアグループ電気サービス契約Ⅴ）に変更した場合、本プランの適用を停止いたします。		削除 削除 削除 削除 削除 削除 削除 削除 削除 削除 削除 削除			
		追加 追加 追加 追加	電気料金ガスセット割引 対象となる契約種別 エネトピアグループ電気サービス契約Ⅱ、エネトピアグループ電気サービス契約Ⅲ、エネトピアグループ電気サービス契約Ⅳ、エネトピアグループ電気サービス契約Ⅴ		

